

公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル(案)に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方について

平成 22 年 5 月 31 日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集期間

平成 22 年 4 月 12 日(月)～平成 22 年 5 月 11 日(火)

2. ご意見の総数

68 件(10 団体・個人)

3. ご意見の概要とご意見に対する考え方

(なお、同様の意見についてはまとめて記載しています。)

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
1	総論	このマニュアルにおいて、化学物質過敏症患者等農薬への感受性の高い人に対する配慮が不足しているのではないか。	<p>本マニュアルは、病害虫の発生の少ない植物の植栽や物理的防除等により農薬の使用を削減するとともに、やむを得ず農薬を散布する場合でも、人や周辺環境への影響を低減することを目的に作成したものです。</p> <p>また、立入制限範囲や期間は、吸入毒性試験や農薬散布実態調査の結果を踏まえ科学的に評価を行った上で、今回新たに設定したものです。</p> <p>公園等において病害虫を管理する際には、付近の住民と病害虫の管理について考え方を共有することが望ましいことから、散布場所近隣に化学物質に敏感な方が居住している場合の配慮なども含め、散布前に周辺住民に十分に周知することが不可欠と考え、本マニュアルにその旨を記載しています(本マニュアル案 P25 の 7.2.5「散布前の散布地域周辺への周知」をご参照ください)。</p>

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
2	総論	<p>ガーデニング、マンション等での農薬使用による健康被害が増えており、また、農薬登録のない非植栽用除草剤も多く使用されている。農地以外の農薬使用についても本マニュアルが適用されることを明示すべきではないか。</p>	<p>本マニュアルをより多くの方にご活用いただきたいという趣旨から、本マニュアル案 P1 の 19 行目に「公園緑地、街路樹等の病害虫の管理のみならず一般の緑地等の管理にも有効であり、広く関係者の方々にも参考として活用されることが期待される」旨記載したところで、</p> <p>本マニュアルが、関係府省、地方公共団体、関係団体等を通じてできる限り広く活用されるよう、あらゆる機会を通じて、関係者への普及啓発に努めてまいります。</p>
3	総論	<p>このようなマニュアルができることは、長年農薬散布を問題にしてきた者にとって大きな前進であるが、今後どのように周知させていくかが重要である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本マニュアルを多くの方により有効に活用いただけるよう、効果的な普及手法について検討した上で、普及啓発に努めてまいります。</p>
4	総論	<p>登録を受けている農薬は科学的に評価されているにもかかわらず、本マニュアルにはそれ以上の規制を求める部分もある。本マニュアルに従わなくても農薬取締法違反とはならないのか。</p>	<p>本マニュアルは、「住宅地等における農薬使用について」(平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)を踏まえ、農薬の飛散リスクを低減する措置を、農薬使用者が実施するために参考として活用いただくガイドライン(農薬取締法に基づく規定ではありません。)です。</p> <p>このため、本マニュアルに基づき、公園等において病害虫の管理を行っていただきたいと考えています。</p>
5	総論	<p>農薬散布には病虫害の発生を予防する効果はないことを明確にすべきではないか。</p>	<p>本マニュアルは、農薬の使用を推奨するものではなく、病虫害の発生が少ない植物の植栽や物理的防除等により農薬の使用を削減するとともに、やむを得ず農薬を散布する場合でも、人や周辺環境への影響を低減するために留意すべき事項を取りまとめています。</p> <p>本マニュアルの趣旨がより多くの関係者に理解されるよう、この普及啓発に努めてまいります。</p>

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
6	P1 5行目	「IPM(総合的病害虫・雑草管理)」を「有機農法やIPM」に修正すべきではないか。	当該部分の記述は、病害虫等の防除に当たって、あらゆる技術を検討し、適切な防除手法を組み合わせるというIPMの考え方が本マニュアルの作成に参考になるとの考えから、IPMについて記載したものです。
7	P1 7行目	「住宅地や公園における植物の病害虫の管理」を「住宅地や公園、道路等における病害虫や雑草の管理」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、「住宅地や公園における植物や街路樹の病害虫の管理」に修正します。
8	P1 12行目	「農薬の散布に関する苦情等もあり、」を「健康被害の訴え、農作物等への農薬飛散の苦情もあり」に修正すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、「農薬の散布に関する苦情(洗濯物等への飛散や健康不安など)等もあり」に修正します。
9	P1 19行目	このマニュアルが地方自治体以外の一一般の緑地管理にも有効であると記したのは一歩前進と思われるが、もっとその点を強調し、すべての農薬使用者等が守るべきものとしての位置づけとすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、「本マニュアルは自治体等における公園緑地、街路樹等の病害虫の管理のみならず一般の緑地等の管理にも有効であり、 <u>全ての関係する方</u> に参考として活用されることが期待される」に修正します。
10	P2 14行目	グリーン購入法の記述を入れたことは前進である。	ご意見ありがとうございます。
11	P2 35行目	IPM(総合的病害虫・雑草管理)は農業生産における概念であり、「IPMは防除効果と経済を考慮しつつ」というFAOのIPMの考え方は、食料生産ではない街路樹・公園の植栽管理にはふさわしくないのではないか。	公園等において病害虫を管理する際には、付近の住民と病害虫の管理について考え方を共有することが望ましいと考えています。 本マニュアルは、あらゆる防除技術を検討し、適切な防除手法を組み合わせ、病害虫等の管理を行うというIPMの考え方に基づいて、地方自治体がそれぞれの条件に合わせて適切な防除を行うための参考となるよう、留意すべき事項を取りまとめています。

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
12	P6 14行目	「病虫害の発生しやすい植物の植栽はできるだけ行わない」とあるが、暫定マニュアルの記述よりも意味合いが弱まっており、元の記述に戻すべきではないか。	ご指摘の記載箇所は、本マニュアル作成の元となった暫定マニュアル(平成20年5月公表)においても同じ記述となっています(暫定マニュアルは次のウェブページで公開しています: http://www.env.go.jp/water/noyaku/hisan_risk/manual1.html)。
13	P8 4行目	「害虫については、一般にそのほとんどは人体に対して危害を及ぼすことはない」と記述したことは適切だが、もっと強調すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、防除の必要性の判断について記述している本マニュアル案 P17 の 5.2 「防除に係る判断の考え方」を修正することとし、具体的には、P17 の 2 行目を「 <u>かぶれ等人体への危害の有無(一般に害虫のほとんどは人体に対して危害を及ぼすことはない。)</u> を勘案するべきである。」とします。
14	P8 4行目	「害虫については、一般にそのほとんどは人体に対して危害を及ぼすことはない」との記述がある一方、4.2 で紹介されている 9 種類の害虫のうち、3 種類は危害を及ぼさないとされており、誤解を招くことから、表現を修正すべき。	ご指摘を踏まえ、本マニュアル案 P8 の 3 行目を「 <u>害虫については、一般にそのほとんどは人体に対して危害を及ぼすことはないが、危害がある害虫については、特に重要と考え、人体に危害がある害虫を中心に解説を加えている。</u> 」に修正します。
15	P20 7.1	7.「農薬による防除」の総論として、「農薬による防除は最後の手段で、やむを得ない場合に限る」ことを再度記述すべき。	ご指摘を踏まえ、本マニュアル案 P21 の「7.2 農薬を使用するに当たっての留意点」の柱書きに、「 <u>農薬を使用するに当たっては、病虫害に強い作物や品種の選定、物理的防除の活用等により農薬使用の回数及び量を削減すること、また、やむを得ず散布する場合には最小限の区域における農薬散布に留めること等、「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)に掲げられた遵守すべき事項を踏まえるとともに、以下の点について留意する。</u> 」旨を追記します。
16	P20 20行目	「ドリフト低減ノズルが開発されている」との記述があるが、それだけではなく、ドリフト低減ノズルの使用を推奨すべき。	本マニュアル案 P28 の「7.2.7 作業時の留意事項」に、ドリフト低減ノズルの使用が望ましい旨を記載しています。

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
17	P21 7.2	農薬成分を含まない病害虫の防除に効果的な薬剤があるので、その商品について追記すべきではないか。	<p>農薬取締法第 1 条の2において、農薬とは、農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と定義されています。</p> <p>そのため、農作物等の病害虫の防除目的に用いる薬剤である場合は、農薬の登録を受ける必要があります。したがって、登録された農薬や特定農薬以外は、農作物等の病害虫の防除効果を謳って、製造・販売することはできません。</p>
18	P21 7.2.1	<p>害虫によっては農薬をローテーション使用すべきものもあり、適切な農薬を選択する上での注意事項として追加してほしい。</p> <p>また、7.2.1 の最終行に、「(…使用の際は農薬のラベルを必ず確認すること)」とあるが、ラベルに記載の使用方法に従って使用することは重要事項であり、括弧書きで記載するのは不適當である。</p>	<p>7.2.1「適切な農薬の選択」に記載の内容は、農薬散布による飛散リスクを低減する観点から記載したものです。</p> <p>また、ラベルに従って使用することの重要性については、本マニュアル案 P21 の「7.2.1 適切な農薬の選択」に掲げた留意すべき事項の6つ目に記載しています。</p>
19	P21 21 行目	生物農薬、IGR 剤、フェロモン剤など比較的遅効的で効果の分かりにくい薬剤が列挙されている一方、飛散も少ない優れた粒剤がたくさんあるにもかかわらず具体的な薬剤の紹介がなされていないので、記載すべきではないか。	生物農薬、昆虫成長制御剤(IGR 剤)及びフェロモン剤については、平成 17 年度に行ったアンケート調査で、これらの農薬を使ったことがない、又はよく知らないために利用していないとの回答が多くあったことから、具体的な薬剤を記載したところです。
20	P21 22 行目	マイクロカプセル剤は、長期的に薬効が残ることから、覆土すると気中濃度は低くても土壌中の残留が長くなるのではないか。	マイクロカプセル剤に覆土を行うことで気中濃度が低下すれば、農薬の飛散リスクは低減されるものと考えています。

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
21	P22 6行目	「特定の害虫のみをターゲットとする生物農薬やフェロモン剤については、飛散等による被害の発生はほとんど考えられない」とあるが、安易に安全だというべきではない。	生物農薬は、食品衛生法に基づく食品の残留基準値を定めるべき物質から除外されており、また、フェロモン剤についても、昆虫の性フェロモンをごく微量用いるものであり、これら以外の農薬を散布する場合に比べると、人や周辺環境への影響が少なく、被害の発生も少ないと考えられます。
22	P22 6行目	「特定の害虫のみをターゲットとする生物農薬やフェロモン剤については、飛散による危害被害の発生はほとんど考えられない。」とあるが、生物農薬やフェロモン剤の使用を推奨するよう記述すべき。	本マニュアル案 P21 の「7.2.1 適切な農薬の選択」に、生物農薬やフェロモン剤を優先的に利用する旨を記載しています。
23	P22 6行目	生物農薬や昆虫成長制御(IGR)剤、フェロモン剤を優先的に利用するとあるが、遅効的な薬剤を散布しても期待した効果は得られない場合もあることから、即効性のある農薬を使用上の注意事項に従って使用するよう指導すべきではないか。	公園等において病害虫を管理する際には、付近の住民と病害虫の管理について考え方を共有することが望ましいと考えています。 本マニュアルは、あらゆる防除技術を検討し、適切な防除手法を組み合わせるというIPMの考え方に基づいて、地方自治体がそれぞれの条件に合わせて適切な防除を行うための参考となるよう、留意すべき事項を取りまとめています。
24	P22 7行目	昆虫成長制御剤(IGR剤)の使用を勧めているが、これは散布するものであり、飛散や大気中への拡散が防げないので、安易に使用すべきではない。	昆虫成長制御剤(IGR剤)は、昆虫の脱皮や変態を錯乱する農薬で選択性が高く、人畜毒性が一般に低いことから、通常の農薬散布に比べると、人や周辺環境への影響が少なく、被害の発生も少ないと考えられます。このため、総合的な病害虫管理を進める上での防除手法の一つとして記載したものです。

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
25	P22 ~ 25,30, 31 表 P26 7.2.6 (1)	マニュアルに記載されている農薬は病害虫管理における使用が推奨されるものであり、また、立入制限範囲が設定された5農薬については、科学的に安全性が確認された管理方法の例として記載していると理解して良いか。	本マニュアルは、病害虫の発生の少ない植物の植栽や物理的防除等により農薬の使用を削減するとともに、やむを得ず農薬を散布する場合でも、人や周辺環境への影響を低減することを目的に作成したものです。 農薬の毒性は農薬ごとに異なっているため、今回の調査結果を一般化して本マニュアルで設定したような立入制限範囲や期間を推計することは困難と考えています。また、本マニュアルで立入制限範囲と期間を設定した5つの農薬以外についても、農薬のラベルに記載されている使用上の注意事項に従って、農薬の使用区域に関係者以外の者が立ち入らないよう配慮することが必要です。
26	P22 ~ 25,30, 31 表	生物農薬や樹幹注入剤等については、主要な農薬が紹介されているが、適用作物名など、農薬登録票の表記と異なるものが見受けられるので、再度確認し修正すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、農薬登録票の表記に即した記載となるよう修正します。
27	P23 7.2.3	昆虫成長制御(IGR)剤を推奨しているが、低薬量で効果を示すため、ごく微量の残留でも有用昆虫に対する長期的な影響が懸念される。このため、公園での防除には即効性薬剤の使用が適当であり、IGR剤の有用昆虫に対する配慮についても記載すべきではないか。	農薬による有用昆虫等、陸域生態系への影響については、今後の検討課題として、科学的知見の収集に努めてまいります。
28	P25 19行目	「公園等における病害虫防除においては、事前に立て看板等で表示を行う」とあるが、立て看板は散布後の体調変化等への対応にも必要であり、散布前だけでなく散布後も1週間程度掲示すべきではないか。	本マニュアル案 P30 の「7.2.10 農薬散布に係る苦情等の対応(相談窓口の設置等)」に記載しているとおり、農薬散布に伴う健康被害等に備えて相談窓口が設置し、市民からの問合せ等に的確に対応できるよう体制整備を行うことが重要であることから、立て看板による周知が周辺住民に十分に行われるよう、本マニュアルの普及啓発に努めてまいります。

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
29	P25 20行目	「事前に散布場所近隣に化学物質に敏感な人が居住していることが判明している場合は、・・・可能な限り早期に連絡し、必要があれば対応について相談する」とあるが、そのような場合は、その周辺での散布はやめるべきではないか。	公園等における病害虫の管理に当たっては、病害虫の管理の考え方について付近の住民と共有することが望ましいことから、散布場所の近隣に化学物質に敏感な人が居住していることが判明している場合は事前に十分周知し、必要があれば、防除の実施や防除手法などについて十分検討することが適切と考えています。
30	P25 25行目	農薬散布前の周知事項として、窓閉め、洗濯物を屋外に干さないなどを要請するとあるが、その期間について具体的な記述が必要である。	窓閉めや洗濯物を屋外に干さないこと等の通知の具体的な内容について、このマニュアル中に記載するのではなく、気象条件や地形など散布場所周辺の状況に応じ、地域ごとに適切な対応が必要であると考えています。
31	P26 7.2.6 (1)	農薬のラベルの使用上の注意事項において立入制限について記載のある農薬については、そのリストを参考資料として添付すべきではないか。	農薬使用に当たっては、常にラベルに記載されている使用上の注意事項に従って農薬散布を行うことが不可欠です。このため、ラベルに記載されている使用上の注意事項を遵守する旨を記載した方が農薬使用者に対してより効果的な注意喚起を行う観点から、本マニュアル案 P26 の「7.2.6 農薬散布における立入制限等の措置」において、その旨を記載しています。
32	P26 7.2.6 (1)	立入制限措置の設定の基となった毒性データは動物実験によるものであるが、動物実験ではすべてはわからない。また、子どもの感受性についての十分な検討を行っておらず、科学的に十分な検証が行われていないことから、安全係数を100でなく、1000以上として毒性値を算出すべきである。 また、健康被害を受けた被害者の話の聴取や疫学調査を行うべきではないか。	毒性の評価においては、一般に人への試験ができないことから、ラット等の動物試験を行い、安全係数100をかけた数値を毒性とするのが通常の評価となっています。 今回の吸入毒性試験では、多岐にわたる観察・検査項目のすべてに毒性学的に有害な影響が見られなかった最高の暴露量を無毒性量としています。また、繁殖毒性試験及び催奇形性試験の結果、児動物への影響が認められないことから、追加安全係数を乗じていません。 なお、健康被害の調査については、被害の要因が多様であるため、毒性の数値を導き出すのは困難であると考えています。

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
33	P26 7.2.6 (1)	イソキサチオンの無毒性量は1 mg/m ³ とすべきという意見も出ていたが、どういう理由で3 mg/m ³ になったのか。	WHO のガイドラインでは、農薬によるアセチルコリンエステラーゼ活性の低下について、統計学的に有意で、かつ、20%以上の阻害が脳又は赤血球のコリンエステラーゼ活性に認められる場合を毒性影響としています。 本試験においても、WHO のガイドラインに準拠し、3 mg/m ³ 群では、統計学的な有意差が認められなかったため、無毒性量を3 mg/m ³ と設定しています。
34	P26 7.2.6 (1)	今回立入制限範囲を設定した5農薬以外の農薬についても立入制限等の措置を行うべきではないか。	農薬の毒性は農薬ごとに異なっているため、今回の調査結果を一般化して本マニュアルで設定したような立入制限範囲や期間を推計することは困難と考えています。また、本マニュアルで立入制限範囲と期間を設定した5つの農薬以外についても、農薬のラベルに記載されている使用上の注意事項に従って、農薬の使用区域に関係者以外の者が立ち入らないよう配慮することが必要です。 なお、今回の調査で対象とした5農薬は、平成17年度に自治体にアンケートした結果を踏まえ、使用頻度の多い上位5種です。
35	P26 7.2.6 (1)	立入制限範囲を設定するため実施した調査において、公園及び街路における農薬のばく露時間はどのように決めたのか。	公園については、通常の公園利用者が3時間程度滞在すると想定して、ばく露時間を3時間としています。 また、街路樹については、通行者が長時間同一地点に立ち止まることはない想定し、ばく露時間を5分間としています。
36	P26 7.2.6 (1)	立入制限範囲を設定するため実施した調査において、エトフェンプロックスの飛散については散布地点から20mまでしか測定していないが、短すぎるのではないか。	本マニュアルで設定した立入制限範囲や期間は、散布区域から最大50mまで測定を行った結果(平成19年度のモニタリング調査)を基に設定しました。 ご指摘の最大20mまで測定した調査は、上記とは別に樹高や風速による飛散への影響を把握する目的で実施したものです。

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
37	P26 7.2.6 (1)	<p>今回のマニュアルでは、公園・街路樹に使用される代表的な5農薬について立入制限範囲が設定されたが、将来使用される農薬が変わることもあり、今後さらに実態調査を行い、新たな農薬について評価する予定はあるか。</p> <p>また、今後、毒性の評価方法について再検討する計画はあるか。</p>	<p>現在、予定はありません。平成22年度から、無人ヘリによる農薬散布を対象に「農薬の大気経路による影響評価事業」を実施することとしています。</p>
38	P26 7.2.6 (1)	<p>立入制限範囲の設定に当たっては、農薬を一生涯食べ続けても影響のない量である一日許容摂取量(ADI)を基準としているが、周辺住民が散布区域に立ち入ることは考えにくく、ばく露場面としては農薬散布後に街路樹脇を通過、あるいは公園を利用する際が考えられる。</p> <p>このため、評価すべき影響は慢性毒性ではなく急性中毒であるので、急性毒性値や急性参照量(ARfD)を用いての評価が妥当である。</p>	<p>今回立入制限範囲を設定した5農薬の経皮による毒性の評価に当たっては、参照し得るデータがADIのみであることから、ADIを用いました。</p>
39	P26 20行目 27行目	<p>立入制限期間が「散布終了後、農薬が乾くまで」となっているが、乾いた後の揮発を無視しており、それでは不十分である。</p>	<p>立入制限期間については、吸入毒性試験と農薬散布実態調査の結果を踏まえて設定しました。毒性評価の結果、立入制限期間を散布終了時までとしても、毒性の閾値を下回りましたが、葉に付着した薬液の風による飛び散りも考慮し、立入制限期間は散布終了後農薬が乾くまでとしています。</p>
40	P26 17行目 21行目	<p>立入制限範囲を「葉から垂れる液剤が当たらない程度の距離」としているが、大気中の農薬を吸入することによって健康被害を受ける人も考慮すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の立入制限距離は散布区域内についてのもので、農薬を散布した樹木の外縁までを想定しています。</p> <p>本マニュアルでは、それに加えて散布区域外についても立入制限を行うこととし、立入制限範囲を設定しています。</p>

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
41	P26 20行目	グリホサートを販売するメーカーは、散布1時間後に雨が降った場合にも効果があるとしており、立入制限期間を「散布終了後、農薬が乾くまで」としているが、不十分ではないか。	立入制限期間については、吸入毒性試験と農薬散布実態調査の結果を踏まえて設定しました。 毒性評価の結果、立入制限期間を散布終了時までとしても、毒性の閾値を下回っていません。
42	P27 表	液剤散布の向きに「吹上」とあるが、飛散距離が長く、散布者にも危険なため、禁止すべきではないか。	本マニュアルで設定した立入制限範囲や期間は、吸入毒性試験のほか、散布の向きや風向も考慮して実施した農薬散布実態調査の結果を踏まえて設定したものです。
43	P27 5行目	風速の目安として示されている方法が非科学的であり、防除業者には風速・風向計の装備を義務づけるべきではないか。	本マニュアルは、「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)を踏まえ、農薬の飛散リスクを低減する措置を、農薬使用者が実施するために参考として活用いただくガイドラインです。 本マニュアルの普及に当たっては、農薬散布時に風速・風向に十分留意することを含め、関係者への周知徹底を図ってまいります。
44	P27 13行目	「散布された農薬が人にかからないよう十分配慮すべきである」と記述されているが、絶対に人にかからないよう注意することが不可欠である。	ご指摘を踏まえ、本マニュアル案P27の13行目を「散布された農薬が人にかからないよう 最大限注意 すべきである。」と修正します。
45	P27 14行目	「十分な立入制限範囲を設定することが不可能な場合は、ばく露を低減する有効な措置がない限り、農薬散布は避けるべきである。」という記述はもっと強調すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、本マニュアル案P27の14行目を「十分な立入制限範囲を設定…… 農薬散布を実施すべきではない。 」と修正します。
46	P28 7.2.7	作業時の留意事項については、住宅、通行者、公園利用者などへの飛散防止の観点だけでなく、作業安全の面にも触れるべきではないか。	本マニュアルは、農薬の飛散リスクを低減することを主眼に作成したのですが、作業安全についても、本マニュアル案P29の「7.2.7作業時の留意事項」のなお書きに記載しています。

No	箇所	ご意見・情報の概要	回答
47	P29 12行目	農薬使用の際の事故を防止するための「農薬用マスク、保護メガネ等防護装置」については、農薬のラベルに記載された保護具を使用することが適切である。	ご指摘を踏まえ、本マニュアル案 P29 の「7.2.7 作業時の留意事項」の 5 つ目の を「 <u>農薬の調製又は散布を行うときは、ラベルに記載のある使用上の注意事項に従い、農薬用マスク、保護メガネ等適切な防護装置を着用</u> 」に修正します。
48	P29 31行目	「農薬散布を業者に委託する場合は、上記のような散布上の留意点を仕様書や契約書等に明確にしておき、飛散による被害を防ぐことが重要」と書かれているのは良いが、もっと強調してもいいのではないか。	ご指摘を踏まえ、本マニュアル案 P29 の「7.2.9 農薬散布を委託する場合の留意点」の項の 31 行目を「 <u>農薬散布を業者に委託する場合は、本マニュアルに即した農薬散布が確実に実施されるよう、上記のような散布上の留意点を仕様書や契約書等に明確にしておき、飛散による被害を防ぐことが重要</u> 」と修正します。
49	P30 7.2.10	苦情を申し出る場合、消費生活センターへの問い合わせが最も容易であり、相談窓口として具体的な部署を明記してほしい。	本マニュアル案 P30 の「7.2.10 農薬散布に係る苦情等の対応(相談窓口の設置等)」で記載しているとおり、農薬散布に伴う健康被害等に備えて相談窓口が設置されることが望ましいことから、地方自治体等の農薬散布者が、それぞれの条件に合わせて適切に相談窓口を設置するよう、本マニュアルの普及啓発に努めてまいります。
50	P31 表	有機リン系の樹幹注入剤の使用はやめるべきである。また、樹幹注入剤の農薬名を挙げると、これなら使えと誤解されやすいので入れるべきではない。	樹幹注入剤については、液剤散布よりも飛散が生じにくい農薬の使用方を紹介するため記載しています。 なお、樹幹注入剤使用時の注意事項として、本マニュアル案 P31 の 7.3.2「樹幹注入剤、樹幹打ち込み剤」の 3 行目に「 <u>薬剤注入中は使用者以外の者が容器に触れることの無いよう留意し、注入後の容器は速やかに回収する</u> 」旨を記載しています。